

人と暮らし  
環境に優しい  
福祉社会の実現

# ふくいろうふく

改装第33号  
2008年7月22日発行  
発行 福井県労働者福祉協議会  
福井市問屋町1丁目35番地  
電話 0776-21-5929  
編集 機関紙編集委員会  
発行人 吉田哲夫

## 反・貧困 全国で街宣活動!

(7月12日より実施中)

### 全国2008年キャラバン「人間らしい生活と労働を求めて、つながろう!」

主催…生活保護問題対策全国会議  
共催…人間らしい労働と生活を求める連絡会議(通称…生活底上げ会議)  
協力…労働者福祉協議会、労働組合(団体)等

〔趣旨・目的〕  
日本では、急速に格差と貧困が拡大しています。労働分野では、行き過ぎた規制緩和路線によって、非正規労働者は今や全労働者の3分の1、いくら働いてもまともな暮らしができない「ワーキングプア」や「ホームレス、ネットカフェ難民」など貧困層が激増しています。一方、福祉分野では、予算の切り詰めが至上命題とされ、最後のセーフティネットといわれる生活保護の現場では「水際作戦」が横行(一部見受けられる)し、生活保護基準の切り下げや制度の抜本的「改革」がもくろまれていきます。

また、一握りの大金持ちが生まれる一方、大多数の生活者は毎日苦しい暮らしを送らなければならず、このままでは日本中に餓死や自殺が蔓延する社会になりかねません。もうガマンができない! 今こそ、人間らしい生活と労働を求めて、労働運動、社会保障運動などが、つながりあうときです。今年、「生活保護基準の切り下げ阻止」を獲得目標とし、キャラバンを通じて、全国各地でお互いの顔が見える「反貧困」のネットワークをつむぎ、みんなの力で「誰もが生き生きと暮らせる社会」をつくり上げる。

## 中央労福協 全国研究集会開催



一マに、中央労福協二〇〇八年度全国研究集会が広島市で開催されました。基調講演として、多重債務対策・クレジット問題等で著名な弁護士宇都宮氏と中央労福協笹森会長の両氏から、特別講演として、現地広島を代表して、世界的に注目を浴びている広島市とマツダ(株)のそれぞれのトップからの講演がありました。

### 〔講演内容〕

- 広島市長 秋葉忠利氏  
「広島市あれこれ…日本一、日本初、日本唯一、世界初、世界一」
- マツダ(株)社長 井巻久一氏  
「マツダのめざすもの」
- 弁護士 宇都宮健児氏  
「労働運動、消費者運動、社会保障運

反・貧困 全国二〇〇八キャラバン(東ルートと西ルートがある)  
福井県は、九月八日(月)〜九月十二日(金)  
● 東ルート…関東↓北海道↓東北(各県)↓北陸(富山・石川・福井)↓中部(各県)↓東京(10/14)

● 福井県の具体的な取組内容、ルート等は、別途お知らせしますので、ご賛同いただける方は、ご協力をお願いいたします。

● 中央労福協会長 笹森清氏  
「広く市民に根ざした新しい労働者福祉事業を」



## ユニオントラベルよりステキなお知らせ 2008年度 夏旅販売キャンペーン

夏旅販売キャンペーンではより多くの方々に「ユニオントラベル福井」を利用していただく為に、夏休みのファミリー、友人グループを中心にした商品を提供して「旅行を安全に楽しむ」活動を展開します。



………〈キャンペーン期間〉2008年 7月1日(火)〜8月29日(金)………

**販売コンテスト対象商品**  
当社で販売する個人旅行全商品、7月1日〜8月31日出発分(ただし、JR、航空券、船車券などのみの取扱いは除きます。)

**コンテストの内容**  
① 期間中、旅行申込みの方にもれなくちよっぴりプレゼント!!  
② 期間中、旅行に行かれた方で、アンケートにお答えいただいた方に抽選で15名様に商品をプレゼント!!

**抽選日および抽選方法**  
2008年9月中旬、当社三役による厳正な抽選の上、当選者を決定します。

**当選発表および賞品発送**  
当選者の発表は、景品の発送をもって替えさせていただきます。

**賞品内容 ちよっぴりプレゼント**  
この中から1品  
・ベビースターラーメン・うまい棒  
・レジャーシート・温泉入浴剤・箸

**抽選賞品**  
1等 あわら温泉旅館 ペア宿泊券 …… 2名様  
2等 あわら温泉ペア食事券 …… 3名様  
3等 ユニオン旅行券 5千円券 …… 10名様

ユニオントラベル福井 ☎0776-21-2312

ユニオントラベル NEWS

バスで行く! 東京ディズニーリゾート

東京ディズニーリゾート25thアニバーサリー開催中!!

旅行代金 お一人様1デーパスポート付

大人 ¥15,000  
中高生 ¥14,200  
子ども ¥13,100

■ 出発日 ■ 2008年 7/18~8/29の毎日

大野観光バス車庫	勝山サンプラザ	高志観光バス車庫	福井エルバ
20:50頃	21:00頃	21:45頃	21:55頃
福井駅東口・鯖江IC・武生IC・敦賀IC =====車中泊			
22:10頃	22:45頃	22:55頃	23:25頃
朝一番からパークに入園(東京ディズニーリゾート・パークチケット付)			
=====東京ディズニーリゾート=====車中泊			
7:30頃着			
パーク開園 10分後出発			
=====敦賀IC・武生IC・鯖江IC・福井駅東口・福井エルバ			
6:00頃	6:30頃	6:40頃	7:10頃
7:25頃			
高志観光バス車庫・勝山サンプラザ・大野観光バス車庫			
7:30頃	8:15頃		

第五十八回 福井県 勤労者美術展作品集

一、会期・会場…福井県立美術館  
平成二〇〇九年九月二十五日(木)午前九時〜平成二〇〇九年九月二十八日(日)午後五時まで

二、部門  
絵画の部・書道の部・写真の部

三、応募資格  
県内在住の方であればどなたでも。

ただし、この美術展部門の制作を職業としない方であること。

四、出品点数および出品申込みについて  
(1) 各部門とも一人一点とする。  
(2) 出品票は当協議会および北陸労働金庫敦賀支店・小浜支店にありますので、作品と共に提出してください。

五、搬入  
● 嶺北地区の出品者は、平成二〇〇九年九月二三日(火)の十二時から午後四時三〇分までに会場(県立美術館)へ直接搬入してください。  
● 嶺南地区の出品者は、平成二〇〇九年九月二二日(月)午前九時から午後三時まで北陸労働金庫敦賀支店又は小浜支店に搬入してください。

※その他詳細は労福協へお問い合わせ下さい。



# 10年固定で この金利!!

## ろうきん住宅ローン

固定金利選択型10年

(最優遇金利)

# 年 1.90%

お客様の取引などにより (基準金利) 年 2.25%

※上記金利は、2008年7月11日現在適用中。  
※保証料(0.12%~0.22%)が別途必要となります。  
※担保不動産取扱手数料31,500円別途必要となります。

ご融資額 最高1億円 (団体信用生命保険付)  
※3大疾病保障特約・障害特約付は、最高6,000万円

ご返済期間 毎月返済又は、毎月返済・ボーナス返済の併用

ご返済期間 最長35年(1ヶ月単位)

保証 保証機関の保証が必要となります。※審査の結果、ご希望に添えない場合もございますのでご了承下さい。  
※その他の金利コースや融資金利優遇制度については、最寄の(ろうきん)までお問合せ下さい。

**ここがポイント**

- 優遇金利幅を ご返済終了まで適用!  
お客様の取引などによる借入当初の優遇金利幅(最大0.35%)は、ご返済終了まで適用されます。
- いつでも、何回でも、いくらでもOK!  
繰上返済の手数料が不要です
- 自動更新で手続きラクラク!  
固定金利選択型をご利用され、特約自動更新のご契約をされた場合、次回以降、特約期間などの更新手続きが不要です。

すべての営業店  
毎週水曜日は 夜7時まで相談できます  
毎月第2土曜日は 「ローン相談会」実施中

ローンセンター  
年中無休! 休日でもいつでも相談できます  
福井 0120-116376  
敦賀 0120-615617

## 北陸ろうきん

ホームページで最新情報をお届けしています。  
<http://hokuriku.rokin.or.jp>

# 全労済福井県本部 「各地区推進委員会(総会)」 終了のご報告!!

全労済福井県本部では、2008年7月30日(水)ユニオンプラザにおいて「県本部総代会」を開催します。その前段の機関会議として県内を6つの地区に分割し、各地区推進委員会という名称で年間活動を推進しております。

各地区推進委員会では、協力団体より多数の方々に参加をいただき、「2007年度活動経過報告」「2008年度活動計画」等議案討議し、すべての議案で承認されました。

### 〈各地区推進委員会(総会)日程〉

- ① 福井北地区 6月16日(月)
- ② 福井南地区 6月17日(火)
- ③ 坂井地区 6月18日(水)
- ④ 丹南地区 6月23日(月)
- ⑤ 奥越地区 6月18日(水)
- ⑥ 嶺南地区 6月19日(木)



### 〈各地区推進委員会(総会)議案〉

- 「県本部提案事項」
- (1) 福井県本部 2007年度経過報告(案)および2008年度補強策(案)について
  - (2) 「全労済21世紀ビジョン」「21世紀経営改革方針」総括について
  - (3) 自己資本強化に向けた団体生命共済割戻金からの振替増資について

### 「地区提案事項」

- (1) 第1号議案 2007年度活動経過報告(案)の件
- (2) 第2号議案 2008年度活動計画(案)の件
- (3) 第3号議案 推進委員会・職域地区総代団体選出の件
- (4) その他

# 福井県労働者 信用基金協会より 皆様のおかげで40年

(財)福井県労働者信用基金協会は、1968年(昭和43年)7月22日に福井県をはじめとする各自治体や労働団体、労働金庫、労福協、事業団体からの出捐金を基金として設立され、ここに40周年を迎えることができ関係各位の皆さまに心から感謝を申し上げます。

さて、労信協の事業を振り返りますと、2008年3月末の保証債務残高は、499億円を超え保証の根幹を支える基本財産も関係各位のご協力および自助努力の積み上げにより12億3,300万円強に達しています。

労信協は設立以来今日まで労働金庫の系統保証機関として労働者の信用力を補完する福祉事業とりわけ労働金庫の融資利用に途を拓くことによって社会的使命を果たしてきたものと確信しています。

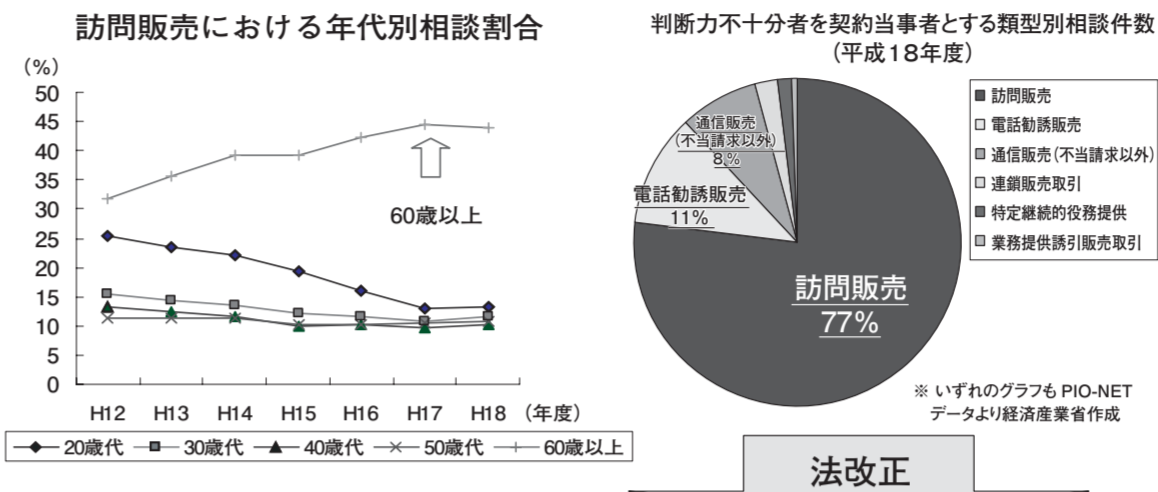
今後、厳しい環境の中で労信協は、経営基盤、財務体質を強化しつつ適正な審査と的確な代位弁済履行により労働金庫事業を支え労働者福祉事業の役割を担ってまいりますので変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## 6月11日可決成立 特定商取引法及び割賦販売法の一部改正

この改正法律は、1年6ヶ月以内に施行されることになります。但し特定商取引法による電子メール広告(いわゆる迷惑メール)関係については、6ヶ月以内の施行、割賦販売法による指定信用情報機関関係については、2年6ヶ月以内の施行となっています。いずれについても、具体的な施行は、別途政令で定めることになっています。〔改正する法律の概要〕については下記をご覧ください。

## 特定商取引法及び割賦販売法の一部を改正する法律の概要

経済産業省



### 被害事例

- ・独り暮らしで年金生活の母が訪問販売を受け、呉服などを1千万円以上を買わされていた。複数の信販会社から請求を受け、貯金も底を尽きている。母は判断力が低下しており、買った着物もほとんどが未開封であった。
- ・判断力が低下した高齢者の姉妹が複数の業者から総額約5千万円のリフォーム工事を訪問販売で売りつけられた。最終的に信販会社が被害者の自宅を競売にかけた。

### 規制の抜け穴の解消

- 別法で消費者被害の是正等ができるものを除き、原則すべての商品・役務を扱う取引(訪問販売、電話勧誘販売、通信販売)を規制対象に。〔改正特商法第2条〕〔改正割販法第2条〕
- その上で、クーリング・オフになじまない商品・役務(例：生鮮食料品、葬儀)等は、該当規制から除外。〔改正特商法第26条〕〔改正割販法第35条の3の60〕
- 割賦の定義を見直し、2ヶ月以上後の1回払い、2回払いも規制対象に(現行は3回払い以上)。〔改正割販法第2条〕

### 訪問販売規制の強化

- 訪問販売業者に当該契約を締結しない旨の意思を示した消費者に対しては、契約の勧誘をすることを禁止。〔改正特商法第3条の2〕
- 訪問販売によって通常必要とされる量を著しく超える商品等を購入する契約を結んだ場合、契約後1年間は契約の解除等が可能に(消費者にその契約を結ぶ特別の事情があったときは例外)。〔改正特商法第9条の2〕

### クレジット規制の強化

- 個別クレジットを行う事業者を登録制の対象とし、行政による監督規定を導入。〔改正割販法第35条の3の23等〕
- 個別クレジット業者に訪問販売等を行う加盟店の行為について調査することを義務づけ、不適正な勧誘があれば、消費者へ与信することを禁止。〔改正割販法第35条の3の5~7〕
- 訪問販売等による売買契約が虚偽説明等により取り消される場合や、過量販売で解除される場合、個別クレジット契約も解約し、消費者が既に支払ったお金の返還も請求可能に。〔改正割販法第35条の3の12~16〕
- クレジット業者に対し、指定信用情報機関を利用した支払能力調査を義務づけるとともに、支払能力を超える与信を禁止。〔改正割販法第30条の2、第30条の2の2、第35条の3の3~4〕

### インターネット取引等の規制強化

- 返品可否・条件を広告に表示していない場合は、8日間、送料消費者負担で返品(契約の解除)が可能に。〔改正特商法第15条の2〕
- 消費者があらかじめ承諾しない限り、迷惑広告メールの送信を禁止。〔改正特商法第12条の3等〕
- 個人情報保護法でカバーされていないカード情報の漏洩や不正入手をした者を刑事罰の対象に。〔改正割販法第49条の2〕

### その他

### 罰則の強化 自主規制強化

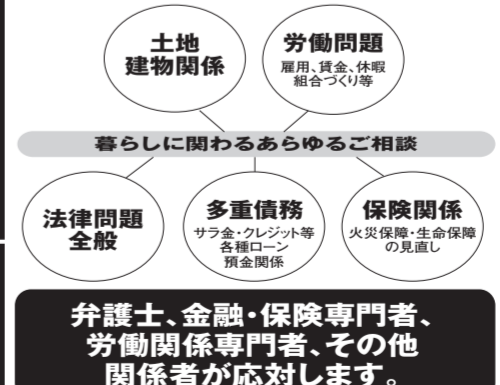
- 違反事業者に対する罰則を強化〔改正特商法第70条等〕〔改正割販法第49条等〕(不実の告知、重要事項不告知→現行2年を3年に引き上げ)等。
- クレジット取引の自主規制等を行う団体を認定する制度を導入。〔改正割販法第35条の18等〕

# くらしなんでも相談

あなたのくらしをサポートします。

日常生活でのさまざまな悩みや問題。誰かに聞いて欲しい、どこに相談したらいいんだろう...解決方法は? そんな時、専門相談員があなたをしっかりとサポートします。最寄りの会場へお気軽にお越し下さい。

# 相談無料



弁護士、金融・保険専門家、労働関係専門家、その他関係者が対応します。

※尚、当日解決不可能なことも考えられますので、その場合はアドバイスさせていただきます。  
※相談者の個人情報は福井県労働者福祉協議会のプライバシーポリシーに基づき慎重に取り扱います。

月日	時間	会場	住所
8/23(土)	9:00~12:00	大野労働福祉会館	大野市福明町4-710
8/23(土)	13:00~16:00	勝山労働福祉会館	勝山市昭和町1-1-9
8/24(日)	9:00~12:00	坂井市高棟公民館	坂井市丸岡町西里丸岡12-21-1
8/24(日)	13:00~16:00	北陸労働金庫金津支店	あわら市市郷4-1-18
8/30(土)	10:00~13:00	男女共同参画センター(旧勤労福祉センター)	敦賀市三島町2-1-6
8/31(日)	9:00~12:00	越前市労働福祉会館	越前市中央2-5-1
8/31(日)	13:00~16:00	鯖江市曙陽会館	鯖江市桜町2-7-1
9/7(日)	10:00~13:00	小浜市勤労福祉会館	小浜市後瀬町1-6

※各会場、混み合う場合が考えられますので、事前予約をしていただきますとスムーズに相談できます。

〔ご予約・お問い合わせ先〕 ☎(0776)22-4377

主催 福井県労働者福祉協議会 福井市問屋町1丁目35番地 ☎(0776)21-5929